



第2章

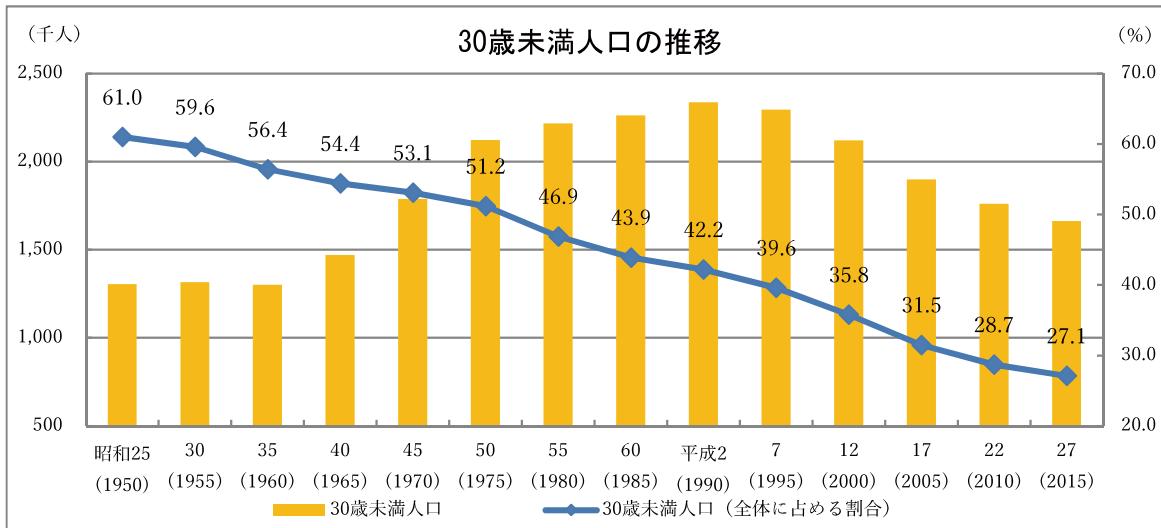
計画の基本的な考え方



1 子ども・若者を取り巻く環境の変化

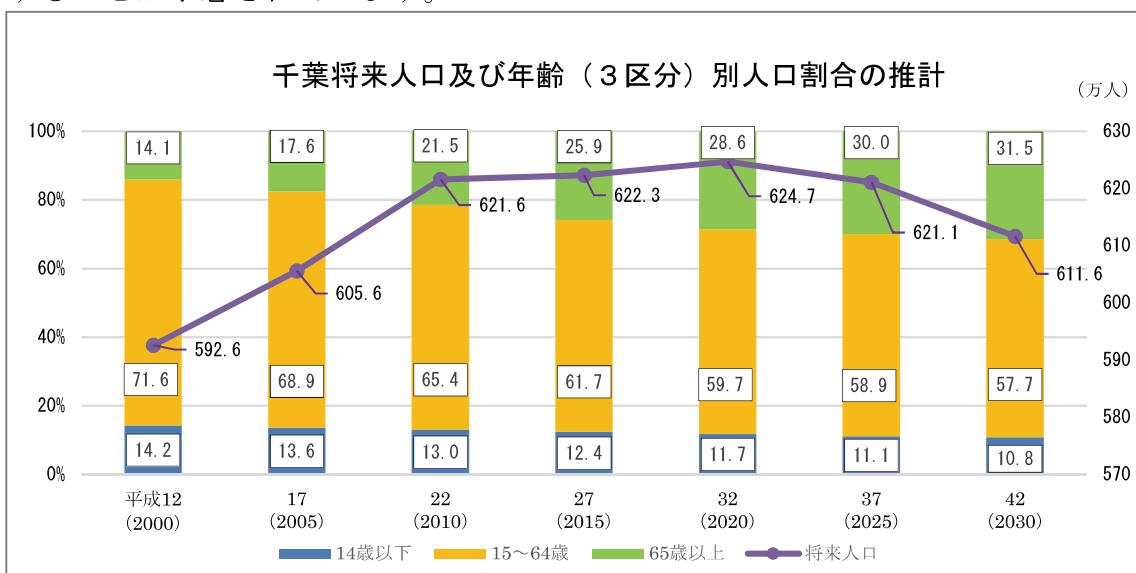
【人口減少、少子高齢化】

本県の30歳未満人口は、平成2年以降ほぼ一貫して減少しており、総人口に占める割合も、昭和55年に初めて50%を下回り、その後も低下を続け、平成27年には27.1%となっています。



出典：平成27年度国勢調査〔総務省統計局〕

また、本県の総人口は、平成32年（2020年）をピークに減少が見込まれています。これを年齢別人口割合推計でみると、高齢者人口の割合（65歳以上の人口の割合）は、年々増加し、平成42年（2030年）には31.5%となる一方で、14歳以下の年少人口の割合は、年々減少し、平成42年（2030年）には10.8%へと減少することが予想されています。



出典：平成27年度国政調査〔総務省統計局〕、平成29年政策検討基礎調査〔千葉県〕

【家族をめぐる状況】

核家族化が進行して、三世代同居が減少する一方で、ひとり親世帯が増加するなど、家庭内において子育てを学び、助けあうことが難しくなってきています。それにともない、親が不安や負担を抱えやすくなっている現状があり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが求められています。

また、特にひとり親家庭においては、経済的に困窮している実態がうかがえ、貧困の連鎖を断ち切るための取組が必要となっています。

【地域社会をめぐる状況】

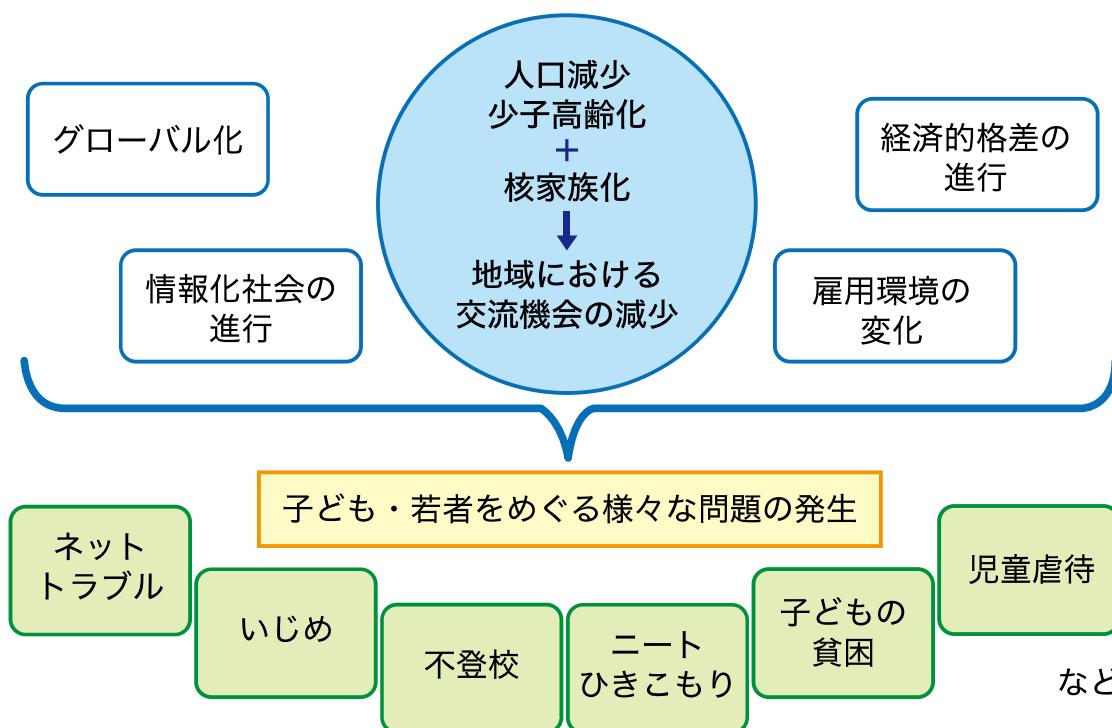
少子化や核家族化といった子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い、地域における子ども同士、子どもと地域住民との交流の場が少なくなっています。

結果として、子どもたちが様々な体験や活動を通じて規範意識やコミュニケーション能力を身に付ける機会も少なくなっています。

また、子どもたちを見守り、成長を支える担い手の不足も指摘されています。

【社会環境の変化】

グローバル化、情報化社会の進行、雇用環境の変化、経済的格差の進行など社会環境も急速に変化しています。



以上のように、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しており、そうした中、子ども・若者をめぐる様々な問題が発生しています。

2 これまでの取組の成果と今後の課題

「第2次プラン（平成27年度～29年度）」においては、千葉の未来を担う子ども・若者の育成と社会的自立を実現するため「3つの柱」、3つの柱を推進するための「6つの基本目標」、それらを実現するための施策の方向性として「12の基本方策」を定め、各施策に取り組んできました。

年度ごとに、外部有識者等で構成される千葉県青少年問題協議会で評価を行い、施策や事業等に反映しています。

また、「12の基本方策」のうち、6つを重点方策とし、特に力を注いで取り組んできました。

【第2次千葉県青少年総合プラン重点方策】

基本方策①「日常生活能力」と「学力」の向上、「多様な活動機会」の確保

基本方策③社会形成への参画支援・社会参加の促進

基本方策⑤困難な状況や、特に配慮を要する子ども・親への支援

基本方策⑥子どもの貧困問題への対応と経済的支援

基本方策⑦非行・犯罪防止と立ち直り支援

基本方策⑪子どもを守る環境の整備と情報化社会への対応

■第2次プランにおける主な成果

（1）子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援

- 「ちばっ子『学力向上』総合プラン」において、「子どもたちの主体的な学びを支える取組の充実」など5つの視点から、年度ごとに事業の見直しを行い、学力向上施策の推進を図りました。
- 「東京2020オリンピックに向けた英語通訳ボランティア育成プロジェクト」のほか各種講座や広報等を実施し、ボランティア活動への理解や関心を高めました。

（2）困難を有する子ども・若者の支援・被害防止・保護

- 「千葉県子ども・若者総合相談センター」において、従来からの電話相談に加え、面接相談を開始し、相談体制の充実を図りました。
- 「千葉県いじめ防止基本方針」について、平成29年3月に改訂された国の基本方針や県内の実情等に合わせて改定を行い、いじめ防止対策の推進を図りました。

- ・「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進しました。
- ・危険ドラッグ防止対策（街頭啓発活動、薬物乱用防止教室、指導員研修会、青少年向けリーフレットの配付等）を推進し、検挙者数等が大幅に減少しました。

(3) 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

- ・高校生等若者向けの啓発冊子の作成・配付、フォーラムや講座等の開催によりライフステージごとの消費者教育を推進しました。
- ・児童生徒、教職員、保護者等を対象としたネット安全教室やインターネット被害防止啓発講演等を開催するとともに、ネットパトロールを実施し、子どもたちをインターネット被害から守る取組を推進しました。

■今後に向けた課題

第2次プランでは、千葉の未来を担う子ども・若者の育成と社会的自立の実現に向け、様々な取組を進めた結果、上記のほか一定の施策の推進が図られました。

しかしながら、子ども・若者を取り巻く環境は依然厳しく、引き続き取り組むべき課題や新たな課題の主なものとして、下記の事項があげられます。

(1) 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援

- ・社会が急激に変化していく中、読書活動や体験活動・体験学習等を通じ、主体的な学びを推進し、社会を生き抜く力を育成していくことが必要です。
- ・家庭や地域の教育力の低下や子どもの実体験の不足が引き続き問題となっており、生命尊重の心や規範意識等を育成していくため、道徳性を育成していくことが求められています。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、子ども・若者のボランティア活動への参加を促進していくことが必要です。

(2) 困難を有する子ども・若者の支援・被害防止・保護

- ・平成 28 年度における千葉県内の公立学校における不登校児童生徒数は、小学校が 1,456 人、中学校が 4,191 人、高等学校が 2,658 人となっています。個々の状況等に配慮しながら必要な支援を行っていくことが必要です。
- ・平成 28 年「若者の生活に関する調査」(内閣府) をもとに、本県のひきこもりの若者（15～39 歳）の数を推計すると約 2 万 7 千人となります。総合的な相談・支援体制を整備し、できるだけ早期に適切な対応を行っていくことが必

要です。

- 平成 28 年「国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、平成 27 年の我が国の「子どもの貧困率」は 13.9%と、調査を始めてから最も高かった平成 24 年より 2.4 ポイント低下したものの依然として高い水準にあります。平成 27 年 12 月に策定した「千葉県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、各施策の一層の推進を図っていくことが必要です。
- 平成 28 年に検挙された、本県における万引・自転車盗等の刑法犯少年の総数は 1,419 人で、平成 16 年をピークに減少傾向にありますが、このうち再犯者数は 514 人で、再犯率は増加しています。引き続き非行・犯罪防止活動を推進していくことが必要です。
- 本県の児童相談所における児童虐待対応件数は、平成 28 年度は 6,775 件で、5 年前に比べ約 3 倍になっており、年々増加傾向にあります。平成 29 年 4 月に施行した「千葉県子どもを虐待から守る条例」に基づき、総合的かつ計画的に施策の推進を図っていくことが必要です。

(3) 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

- 少子化・核家族化などにより地域における人と人のつながりが薄れてきていく中、家庭や地域の機能を補完するために、青少年育成団体等の体験活動など多様な活動を支援するとともに、団体間の連携の強化、情報の共有化と協力体制の整備を進めることができます。
- 児童の連れ去り事件など子どもが犯罪被害者となる凶悪事件が発生しており、子どもたちを事件や事故の被害から守るために、警察や自治体等の取組はもとより、学校・家庭・地域の大人たちが一体となった取組を進めていくことが必要です。
- スマートフォン等の普及により、子どもたちが様々なトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。また、インターネット利用の長時間化による生活習慣の乱れや「ネットいじめ」の問題も深刻化しており対応が必要です。
- 子どもたちが情報モラルを身に付け、情報を適切に取捨選択して活用する能力を育成するとともに、関係機関と情報共有を図り、フィルタリングの普及など子どもたちや保護者への普及啓発を進めることができます。

第 2 次プランでの取組や今後に向けた課題等を踏まえ、第 3 次プランを作成し、さらなる施策の推進に繋げていきます。

3 基本的な視点

本県の将来を担う子ども・若者が「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を併せ持ち、自立した社会人として生きていく力を身に付け成長していくためには、子ども・若者を取り巻く環境の変化を踏まえ、特に家庭、学校、地域がそれぞれの立場から責任を自覚し、その役割を果たしつつ、相互に連携・協力しながら、社会全体で子ども・若者を見守り育てていくことが必要です。

子ども・若者自身が、将来、「千葉に生まれ、学び、育って良かった」と振り返ることができるよう、第1次プラン、第2次プランを継承し、本プランの基本的な視点は、次のとおりとします。

- 子ども・若者が活き活きと、幸せに生きていく力を身につける
- 困難を有する子ども・若者やその家族の問題を解消する
- 地域において、子ども・若者を守り育てる多様な担い手を育成する

さらに、基本的視点に沿って、本プランで推進していくべき「3つの柱」を、次のように定めます。

I の柱 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援

子ども・若者が健やかに成長するための基礎となる、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、子ども・若者が自立した個人として自己を確立するための支援を行います。

II の柱 困難を有する子ども・若者の支援・被害防止・保護

ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者は、一人一人課題が異なり、問題が複雑に絡み合い、様々な分野にわたっています。関係機関の連携強化を図り、その置かれている状況を乗り越えていくことができるよう、きめ細やかな支援を行います。

III の柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

子ども・若者が人と人との関わりを通じて、自立した大人として成長していくために、地域における支援体制づくりや子ども・若者を守り育てる多様な担い手の育成を図ります。

4 施策体系

本プランでは、第2次プランに引き続き、「3つの柱」を推進するための具体的な目標として、「自己形成」、「社会参画」、「自立支援」等をキーワードに「6つの基本目標」を定めるとともに、それらを実現するための施策の方向性として、第2次プランから2方策を増やし「14の基本方策」を定めます。

